



Q もつすく妻が
出産します。核
家族なので、父親の私
も積極的に育児に関わ
りたいと思います。ど
のような制度が利用で
きますか。

A 育児・介護休
業法では仕事と
育児を両立するため、
さまざまな制度を設け
ています。どの制度も
男女関係なく利用でき
ます。

仕事と子育て両立パパを応援します



育児休業は子が1歳
に達するまでの間で希
望する期間、休業する
ことができる制度で
す。妻が専業主婦や育
児休業中であっても夫
は取得できます。

なお「パパ・ママ育
休プラス」という特例
の対象となった場合
は、休業期間を子が1
歳2カ月に達するまで
延長できます。

育児休業期間中は無
給であっても、雇用保
険被保険者で要件を満
たした場合、育児休業
給付(最初の180日
間は給与額の67%、そ
れ以降は50%)が支給
され、休業中の社会保
険料は免除されます。

また、病気やけがを
した子の看護や予防接
種、健康診断
のため「子の
看護休暇制
度」が利用で
きます。

小学校入学
までの子を養
育する労働者
が対象で、子
が1人の場合は1年間
に5日まで、子が2人
以上なら10日まで休暇
を取得できます。ただ
し有給か無給かは会社
の規定によります。

このほか、子が3歳
に達するまでは短時間
勤務制度や所定外労働
の免除が、小学校入学
までは時間外労働・深
夜業の制限の制度がそ
れぞれ利用できます。

育児休業などを理由
として、解雇や降格等
の不利な取り扱いを
行うことは禁止されて
います。制度の内容や
対象者など、詳しくは
鳥取労働局に尋ねてく
ださい。